令和４年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

項　目　名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税　　目	所得税、法人税

要望の内容

【要望事項】
適用期限を２年延長する。

【制度概要】
従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。

平年度の減収見込額	百万円
（制度自体の減収額）	（▲35,500 百万円）
（改正増減収額）	（　　百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

⑴　政策目的

中小企業は我が国雇用の７割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

⑵　施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

＜参考１＞中小企業における経理人数

平成２０年：約２．７人

令和２年：約１．９人（▲０．８人）

（出典）「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」、中小企業庁委託調査より算出。

＜参考２＞中小企業の従業員数過不足 DI の推移（令和３年４～６月期）

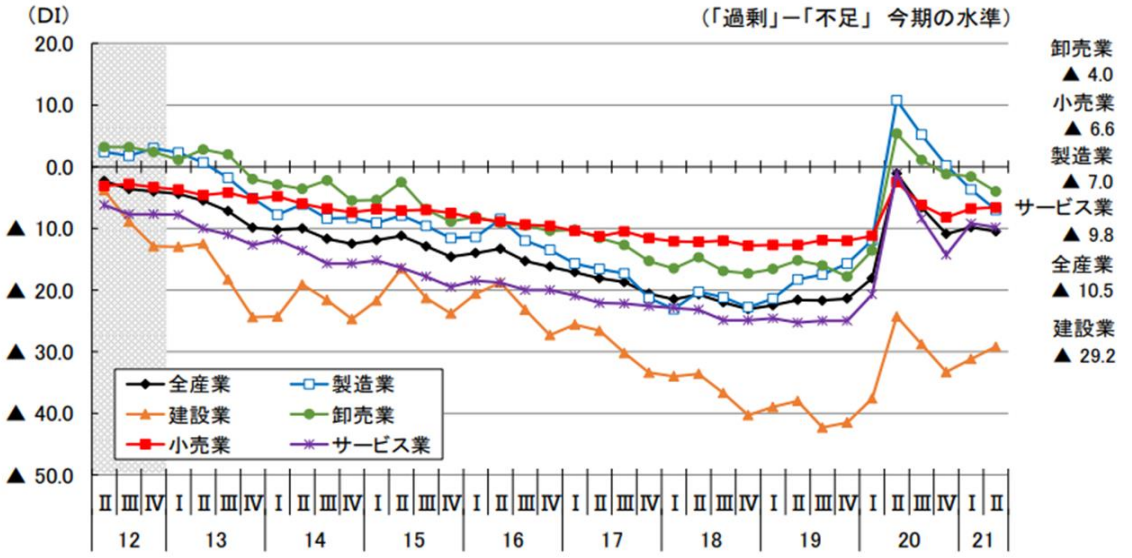

（出典）中小企業景況調査

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標５：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標５－１：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年（令和４年４月１日～令和６年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		政策目標の達成状況	・売上高に対する販売費及び一般管理費比率（資本金１億円未満の企業） 平成 24 年度　26.5% 平成 25 年度　26.1% 平成 26 年度　26.2% 平成 27 年度　26.9% 平成 28 年度　27.4% 平成 29 年度　26.5% 平成 30 年度　27.8% 令和元年度　28.5% （参考）資本金１億円以上の企業における当該比率の状況 平成 24 年度　15.9% 平成 25 年度　15.4% 平成 26 年度　15.5% 平成 27 年度　16.3% 平成 28 年度　16.4% 平成 29 年度　16.0% 平成 30 年度　15.1% 令和元年度　16.0% （出典）「法人企業統計調査（年次別）」財務省
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和４年度　法人：668,301 社、個人：41,648 者 令和５年度　法人：698,374 社、個人：43,522 者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	

<table>
<tr><td rowspan="4">相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の支援措置</td><td>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</td></tr>
<tr><td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>－</td></tr>
<tr><td>要望の措置の妥当性</td><td>中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>○少額減価償却資産の特例の利用業種（令和元年度）
<table>
<tr><td>業種</td><td>農林水産業</td><td>鉱業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>卸売業</td></tr>
<tr><td>割合（%）</td><td>1.9%</td><td>0.1%</td><td>19.7%</td><td>13.7%</td><td>7.6%</td></tr>
<tr><td>業種</td><td>小売業</td><td>料理飲食旅館業</td><td>金融保険業</td><td colspan="2">不動産業</td></tr>
<tr><td>割合（%）</td><td>8.3%</td><td>4.2%</td><td>1.2%</td><td colspan="2">8.6%</td></tr>
<tr><td>業種</td><td>運輸通信公益事業</td><td colspan="2">サービス業</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>割合（%）</td><td>3.5%</td><td colspan="2">29.2%</td><td colspan="2">2.1%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用実態調査結果</td><td>①租税特別措置法の条項：第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2
②適用件数　　：585,631 件
③適用額　　：3,409 億円</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</td><td>本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると月に約３時間の事務負担の軽減につながっていると回答。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>上記「政策の達成目標」に同じ。</td></tr>
</table>

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、深刻な人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は２０％を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 ＜中小企業の販売費及び一般管理費中の人件費＞ 平成 28 年度　48,844 億円 平成 29 年度　53,603 億円 平成 30 年度　58,591 億円 令和元年度　58,653 億円 （出典）「中小企業実態基本調査」中小企業庁
これまでの要望経緯		平成 15 年度　創設 平成 18 年度　損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で２年間の延長（平成 20 年３月末まで） 平成 20 年度　２年間の延長（平成 22 年３月末まで） 平成 22 年度　２年間の延長（平成 24 年３月末まで） 平成 24 年度　２年間の延長（平成 26 年３月末まで） 平成 26 年度　２年間の延長（平成 28 年３月末まで） 平成 28 年度　適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で２年間の延長（平成 30 年３月末まで） 平成 30 年度　２年間の延長（令和２年３月末まで） 令和 2 年度　適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で２年間の延長（令和４年３月末まで）